

令和 8 年 第 7 回 定例教育委員会 会議録

招集日時		令和 8 年 7 月 2 1 日		午後 6 時 0 0 分	
開会日時		令和 8 年 7 月 2 1 日		午後 6 時 0 0 分	
閉会日時		令和 8 年 7 月 2 1 日		午後 6 時 3 5 分	
開催場所		ふじみ野市役所 第 2 庁舎 3 階 B 3 0 1 会議室			
教 育 長		山崎 祐一			
委員出席席状況	席番	氏 名	出席別	説明のため出席した者	
	1	茂井万里絵	出席	教 育 部 長 内田 和明	社会教育課長 木村 裕之
	2	西山 幸吉	出席	教育総務課長 齊藤 隆之	主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 井上 樹朗
	3	吉野 榮	出席	学校教育課長 鈴木 達也	
	4	星野 弘明	出席	学校給食課長 山崎 純	
				主幹兼おおぞら学校給食センター所長 熊谷 正史	
書 記	教育総務課係長 田島 輝		傍聴人数		1 人
会 議 概 要					
議 事 等					
第 3 4 号議案 ふじみ野市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則（可決）					
(午後 6 時 0 0 分)		○開会の宣告			
教育長		ただ今から、令和 8 年第 7 回定例教育委員会会議を開会いたします。			
		○会議録の承認			
教育長		まず始めに、前回定例会及び臨時会の会議録の承認についてです。			
		事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますか。			
各委員		(なし)			
教育長		特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。			
各委員		(異議なし)			
教育長		それでは、会議録につきましては、この内容で承認といたします。			
		後ほど、委員の皆様のご署名をお願いします。			
		○教育長からの報告			

教育長	次に、これまでの間の出来事について、私から報告をさせていただきます。 7月17日（金）に、ふじみ野市内の小・中学校全18校が1学期の終業式を迎えました。おかげさまで、大きな事件・事故ありませんでした。教育委員の皆様をはじめ、多くの皆様からのご指導ご鞭撻、ご支援をいただきありがとうございました。 次に、西部教育事務所による各学校の授業力・教育活動向上のための指導訪問を実施しております。 本年は、9校で実施予定ですが、そのうちの4校（元福小学校、さぎの森小学校、福岡小学校、亀久保小学校）が1学期で終了しました。 私も同行し、全ての教育活動を確認しましたが、子供たちのために授業を工夫し、学校全体で子供たちのために頑張ろうといった動きが確認できたことをとても嬉しく思います。 また、それぞれの学校において、改善すべき課題については、西部教育事務所からのご意見も含め指摘頂き、今後、学校の方で課題解決に向け進めてまいります。教育委員会としても協力しながら見届けたいと思います。 最後に、夏休みの小学校に、大学生や高校生、中学生を招いて授業を行うサマースクールという活動が、本日、大井小学校で行われました。 大学生や高校生、中学生が、小学生に教えることで、教える方も勉強になります。文京学院大学の学生さんには、様々なところでお世話になっておりますが、よくやっていたいていました。ふじみ野高校からは教頭先生も来てくださり、大井中学校からは石川校長先生が見に来てくださったりと、非常に良い繋がりができていると思っております。 後日、西原小学校と三角小学校でも実施しますが、こういった動きがうねりとなって広がると良いと思っています。 以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等はございますでしょうか。
各委員 教育長	（確認事項なし） それでは議事に入ります。

教育長	○本日の議事 本会議に提案させていただいた議事の件数は、議案 1 件です。
教育長 教育部長	○提案理由の説明 それでは、教育部長から議案 1 件の提案理由の説明をお願いします。 (提案理由の説明)
教育長 学校教育課長	○第 3 4 号議案 それでは、第 3 4 号議案「ふじみ野市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」の説明を学校教育課長よりお願いします。 ふじみ野市立小・中学校管理規則の卒業証書に係る別記様式には「割印」の欄が設けられており、卒業証書と卒業証書授与台帳の関連を証明するために割印を押印しております。 しかし、これまで慣例的に行われてきた卒業証書における割印には、特に法的な根拠もなく、割印を廃止したとしても、卒業証書の有効性が失われるものではありません。廃止することで、学校現場の事務負担の軽減にも繋がるものとなっております。 今後、保護者の皆様に対しては、しかるべき時期に文章で通知のうえ、今年度の卒業証書から反映させる予定となっております。
教育長	この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。
茂井委員	割印については、法的根拠が無いとのことですが、改ざんなどを予防するために行っていたのではないのでしょうか。 この事に関しては、廃止しても問題ないということになったのでしょうか。
学校教育課長	学校では、卒業証書の台帳が保管されており、1 人ずつの番号により、何年度に誰が卒業しているか確認できます。卒業を証明する場合は、そちらで確認ができます。 ただし、卒業証書自体が改ざんされてしまうという事になると、割印を含め偽造も可能かと思いますので、照合については、学校の台帳をもって確認ができ、学校の台帳については、改ざんができませんので、最

吉野委員	最終的にはそちらで確認ができると認識しております。 私も中学校の校長をしていました。卒業証書と卒業証書授与台帳があり、台帳の各個人の情報欄の上の部分に空白があり、その部分に卒業証書を重ねて、割印を押していました。 その作業を、例えば卒業生が 150 人いたら 150 回行うわけで、当時から非常に大変だと思っていました。 割印をすることが、卒業証書の証明とは、直接関係はないということでしょうか。
学校教育課長	卒業証書については、学校教育施行規則で、課程を修了したと認める者については授与しなければならないという記載がありますが、押印についての記載はありません。 ただし、学校から出す正式な書類ということで、本市の卒業証書につきましては、学校印と校長印を押しています。 こちらについても、実際に押印するのではなく、公印の印影印刷を行っており、印刷業者に印影を印刷していただいたものに、児童生徒の氏名を書いて授与するという形になっております。
吉野委員	私の過去の経験からしますと、以前は卒業証書にある印を、校長印等も含め全て校長が押印していましたが、今は簡略化ができていますね。確認ですが、卒業証書授与台帳の割印も、当然行わないということになりますか。
学校教育課長	そちらにつきましても、割印は行いませんが、台帳としては管理し、残していくものとなります。
星野委員	慣例として行ってきたということですが、今回割印を廃止することになった理由等があれば教えていただけますか。
学校教育課長	大きな要因として、学校事務の負担軽減というところがあります。 これまでも、慣例的な事務については省略してきております。今後、更なる学校の負担軽減と、教育の DX 化により、電子化を進めていくことも検討してまいります。 また、令和 7 年度に、千葉県で割印を押さずに卒業証書を授与してしまったという事案があり、報道もされました。 実際に卒業証書を回収し、改めて全ての証書に割印を押したというよ

	うに聞いており、全国的に見ましても、割印を廃止する動きが進んでいるところがございます。このような状況の中で、本市もこのタイミングで廃止を行うこととしました。
星野委員	よく分かりました。大変素晴らしい事だと思いますので、この件に限らず、他の部分でもいろいろな効率化を図っていただければと思いますので、よろしくお願いします。
西山委員	何点かお聞きしたいのですが、まず、証書として割印が無かった事で発生した問題などが過去にありましたら、教えていただきたいです。 二点目に、後日、保護者の方に通知をするということでしたが、反対意見が多かった場合は、どのような対応を想定されているのかをお伺いしたいです。
学校教育課長	最後に、他の印は印刷されているということで、現状、割印しか押印する機会がないのだと思います。例えば、その子供たちがどのような児童生徒だったのかを思い浮かべながら、卒業証書に大切に割印をするといった教育の下支えになるような心の部分があると思います。そういうことをおっしゃる先生がいるのか、それとも、無くした方がいいというお考えの方が多いのか、分かりましたら教えていただきたいです。 まず一点目、割印を無くす事による弊害の有無についてですが、過去のいろいろな事例等を調べましたが、特に割印が無かった事で何か不利益が生じたという案件は見つけることができませんでした。 全ての事例を確認できたわけではないと思いますが、割印が無くても、卒業証書が証明書として有効であると確認しております。 二点目の割印を無くすことへの反対意見についてですが、保護者ではありませんが、校長先生方には、事前に校長会を通して、割印を廃止する事を検討しているというお話をさせていただきました。特に校長先生方からは、廃止しない方がよい、割印があった方がよいのではないかとというようなご意見は、出ていない状況です。 三点目、1人ずつ子供たちを思い浮かべながら、割印を押す時間があるのではないかとございまして、おっしゃる通り、子供たちのことを考えながら、卒業証書を作成するという事は重要であると考えております。

吉野委員	ただ、割印以外にも、例えば、卒業証書授与式がありますのでその中で児童生徒一人ずつに手渡ししますし、その前の授与式の練習の中でも子供たち一人一人の卒業を噛み締めて、教職員一同で卒業式に向かって進めております。 割印を押すという行為はなくなりますが、子供たちに対しての想いは変わらず、卒業を迎えられるものと考えております。 卒業証書と卒業証書授与台帳の割印は教頭に補佐していただき、校長と教頭の2名で行うことが多いと思います。 割印をするということは、卒業証書の名前と生年月日その他住所等が間違っていないか、卒業証書と授与台帳の内容に相違がないかといった確認を行うという意味もありました。 割印を廃止するとなると、間違いがないように、点検の段階でしっかりと確認していただくことを、教育委員会の方からも指導をした方がよろしいかと思っておりますので、お願いしたいと思っております。
学校教育課長	仰る通り、間違いは許されませんので、学校でも複数回、複数人で確認をしております。 氏名については、保護者にも文書を出して、表記等に誤りがないかなど、細心の注意を払いながら作成しております。 絶対に間違えることの無いように、確認するよう指導していきたいと考えております。
茂井委員 学校教育課長 茂井委員	様式を見ると、卒業証書に校印と学校長印がありますが、こちらについては誰がどのように押印しているのでしょうか。 校印につきましては、校長の権限によって、各教育課程を修了したということで、押印することになります。 本市の場合は、校印を印刷業者に依頼し、印刷したうえで、各学校に配布しております。 実際に押印をするという行為はありませんが、氏名を記入し、校長がそれを子供たちに授与するということは、しっかりと教育課程を修了した事を認めたという意味になります。 校印が整った上で、卒業証書を授与するという形になっております。 校長印も同様ですか。

学校教育課長	はい、同様になります。
吉野委員	校長印については、それぞれの学校長が押印しているのでしょうか。
学校教育課長	いえ、そちらにつきましても、既に印刷になっております。
教育長	他にご質問いかがでしょうか。
各委員	(なし)
教育長	ご質問がないようですのでお諮りいたします。
	第 3 4 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(賛成)
教育長	賛成総員と認め、第 3 4 号議案は、原案のとおり決定いたします。
	以上で、議案の審議を終了いたします。
	○各課からの報告
教育長	次に、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたら お願いします。
各課長	(報告)
教育長	ありがとうございました。
	○次回の日程等
教育長	続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。 次回は、令和 8 年 8 月 1 8 日(火) 午後 6 時から、会場は第 2 庁舎 3 階 B301 会議室を予定しております。 なお、傍聴人の数ですが、5 名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に 5 名を限度と します。
各委員	(了承)
	○閉会の宣告
教育長	以上で、令和 8 年第 7 回定例教育委員会会議を閉会いたします。 ありがとうございました。

(午後 6 時 3 5 分)	
----------------	--